

# 契約の基礎知識

—自動車編—



## 車を手放すとき② 車を売るとき 実際にあるトラブル

一般社団法人日本自動車購入協会(略称:JPUC/ジェイパック)  
自動車買取事業にかかわる事業者が協働し、自主規制団体として設立。「消費者の皆様が安心して自動車売却できる環境づくり」を推進するための活動を行っている

**Q①** 車を売る契約をした後に自己都合によるキャンセルを申し出たら、「契約成立後は売主の都合でキャンセルできないと約款に書いてある」と応じてもらえません。

車の売買契約は、売主である消費者と買主である買取業者(契約当事者)双方の合意があれば基本的には成立します。

契約が成立することによって法的な責任(権利と義務)が生じ、契約の内容である約束を守らなければなりません。契約の「無効」「取消」「解除」の原因がない限り、契約に拘束されることになり、特別な場合を除いて一方的な解約をすることはできません。なお、四輪自動車の売買契約については、特定商取引法上のクーリング・オフを適用することはできません。

約款(契約に関する条項)とは、売主と買主の間で交わされる契約についての約束事になります。売買契約書の様式や約款は、買取業者によって違いがあります。契約を締結する前に「契約の成立時期」「契約の解除」「違約金」といった各条項を確認してください。もし約款を提示されない場合は、交付を求めて、内容を確認することが大切です。

### ▼ 契約の成立時期

契約書を取り交わす場合は「契約書への署名や記名押印をもって契約成立とする」ことが多いです。なお、電話のやり取りや口頭だけでの契約を交わす買取業者も存在します。契約は電話またはメール、ファクスでも諾成契約として成立し、合意した時点で書面による契約と同様の

責任を負うこととなりますので注意しましょう。

### ▼ 契約の解除

先ほど述べたとおり、消費者と買取業者の間で成立した売買契約は法的な効力を持ちます。しかし、「契約成立後は売主の都合でキャンセルできない」といった条項は、消費者契約法10条において「消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする」と定められているため、不当条項に当たり、効力を持たないと考えられます。しかし、JPUC車売却消費者相談室には「家族に反対された」「知人から譲ってほしいと言われた」「他社の買取金額が高かった」などの自己都合によるキャンセルを申し出て、トラブルになったとの相談が多く寄せられています。

このようなトラブルを避けるためには、契約を急かされるようなことがあっても、十分に検討・確認をしてから売買契約を締結することが必要です。

**Q②** 車を売る契約をした直後にキャンセルを申し出たら、「契約書に書いてあり、契約金額の10%の違約金を請求する」と言われてしまいました。

契約成立後に、消費者側から一方的にキャンセルをする場合、事業者が被った損害を賠償する責任が生じます。

しかし、消費者契約法9条1号で「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事

由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの当該超える部分」は無効とすると定められています。

Q2の質問のように、キャンセルの申し出をした時期が相当初期の段階であれば、実際に損害が発生しているとは考えにくいですし、キャンセルに伴い買取業者に発生した損害の額が質問のように「契約金額の〇%」や「一律〇万円」といった額になるとは限りません。

したがって、買取業者からの違約金請求に対しては、違約金の内訳や合理的な根拠を提示した書面を求め、それが妥当なものなのか確認する必要があります。

(参考) JPUCではモデル約款<sup>\*1</sup>を策定しており、契約解除について「売主は本契約締結日から契約車両の引渡しを行った日の翌日までは、買主に通知することにより何等の負担なく本契約を解除することができるものとする」と定めています。モデル約款を使用及び監修を受けているJPUC会員事業者では、車の引き渡し翌日までであれば契約解除が可能で、違約金(キャンセル料)の請求もありません。

**Q3** 車を引き渡した後に「契約金額を減額するか、契約解除で車を返す」と言われてしまいました。応じなくてはならないですか。

売買契約を締結すると、売主は「契約不適合(瑕疵担保)責任」<sup>\*2</sup>を負うこととなります。「修復歴(事故歴)」「冠水歴」「災害歴」「改造歴」「メーター交換歴」「走行機能の不具合」などがある場合は、査定時に判明している範囲で誠実に申告をしてください。申告しない、または偽って申告した場合、大きなトラブルとなる可能性があります。減額になると告げられた場合は、まず

買取業者が何を原因とした減額を要求しているのかを確認することが必要です。

ここでは「修復歴」「冠水歴」「走行機能の不具合」について説明します。

### ●修復歴に起因する減額

車体の骨格に当たる部位の修正または交換歴がある場合、修復歴があるとされ、車の価格に大きく影響します。しかし、プロである買取業者が通常の注意を払って査定を行えば修復歴を発見できるはずで、査定での見落としは基本的には買取業者の過失となり、消費者に対し契約不適合責任を問うことはできません。

もし「契約車両に修復歴が判明した場合は減額および契約解除をするものとする」など、事業者側の過失の有無を問わず減額及び契約解除できるような条項がある場合は、先述のとおり、消費者の利益を一方的に害する条項として無効とされる場合があります。

### ●冠水歴に起因する減額

冠水歴については、通常の査定では判断できないことがあります。査定時に判明せず、後に冠水車と判断された場合、車の価値は大幅に下がり、減額になる可能性があります。このようなトラブルを避けるためには、査定時に申告することが不可欠となります。

### ●走行機能の不具合に起因する減額

エンジンやミッションなど走行機能の不具合については、査定時にその場でエンジンをかけるだけ、少し走行するだけでは見つからないことがあります。車両の外観などから判断することも難しいため、買取業者から詳しい説明を受けたうえで、契約や金額について協議することとなります。普段使用していて警告灯が点灯する、異音がするなど気になることがある場合は、査定時に申告してください。

\*1 一般社団法人日本自動車購入協会「JPUC自動車買取モデル約款(改定)」  
<https://www.jpuc.or.jp/document/#customer>

\*2 瑕疵担保責任は、民法改正(2020年4月1日施行)により、契約不適合責任と名称が変わった。自動車の売却においては、契約車両につき、本契約締結時の自己に判明している範囲でその使用状況その他の契約車両の種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないものを指す

(参考) JPUCモデル約款では「契約車両につき、中古自動車取引業界における一般的かつ標準的な車両検査(修復歴の基準については一般財団法人日本自動車査定協会が定める基準、走行距離に関する不適合においては一般社団法人日本オートオークション協議会への照会を実施)において判明しない不適合があることが判明したとき」は、「買主は売主に協議を求めるものとし、両者で十分な協議を行ってもなお合意に至らなかった場合又は協議が不能なとき」は、売買契約を解除することができるものと定めています。

**Q4** 売却代金が振り込まれないので、買取業者の店舗や担当者へ電話をしたのですが、つながりません。

買取業者へ車を売却した場合、車と書類を引き渡し、不備がないことが確認された後、おおよそ1~2週間以内で振込み入金となることが多いです。ただし、買取業者や売却する車の状況によって異なりますので、契約前に必ず確認してください。

もし、買取業者に連絡がつかない、または支払いを拒否された場合、内容証明郵便で支払いを請求する、支払督促制度や訴訟手続を利用するなどの対処法が考えられます。

事業者が所在不明の場合は、法人所在証明書(市町村役場で誰でも取れるが、発行していない所もある)や登記簿謄本・登記事項証明書(法務局で取れる)を取得して確認することができます。

**Q5** 自動車税(種別割)に関するトラブル  
① 売却した車の納税通知書が届きました。

3月31日までに買取業者が名義変更(移転登録、抹消登録)の手続きを完了していないことが原因と考えられます。

自動車税(種別割)は4月1日現在、自動車の所有者(割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は使用者)として自動車検査証

(車検証)に記載されている人に1年分が課税されます。したがって、基本的に自動車税(種別割)の納付義務は避けられません。年度末に車を売却する際は、買取業者と次年度の納税負担について話し合っておきましょう。

**② 減免車を代替しましたが、次に買った車の減免申請ができません。**

減免申請期限は、自動車の登録年月日(軽自動車の場合は交付年月日)から1カ月以内です。しかし、既に減免を受けている自動車がある場合、減免を受けられるのは1人につき1台に限られているため、前の車の名義変更(移転登録、抹消登録)手続きが完了しなければ、減免申請は受理されません。

このようなトラブルを避けるためには、契約を締結する時に「売る車は減免車」で「次の車も減免申請する」ため、速やかに名義変更してほしいとの意向を買取業者へ明確に伝えることが必要です。また、名義変更(移転登録、抹消登録)が完了したら、「完了通知」「変更通知」などの発行を依頼するとよいでしょう。

## ▼ まとめ

車の売買契約は口頭でも成立し、クーリング・オフも適用されません。契約は「自己責任」となりますので、契約書の内容や約款、重要事項説明書などを十分に確認し、説明を受けてから売買契約を締結してください。不当条項に当たらないような契約条項であれば、基本的には従う必要がありますので、注意しましょう。

査定を受ける際は、車の状態や不具合、災害歴などは正直に申告してください。もし理由もなく契約後に減額や契約解除を要求された場合は、買取業者に詳しい説明を求めてください。